

施行日の概要

改正法の公布日は、令和4年5月25日

○ 住所、氏名等の秘匿制度

令和5年2月20日

○ 当事者双方がウェブ会議・電話会議により
弁論準備手続期日・和解期日に参加する仕組み

令和5年3月1日

○ 当事者がウェブ会議により口頭弁論期日に参加する仕組み

公布後2年以内
(※令和5年度中)

* 家裁の訴訟（人事訴訟等）の口頭弁論は、通常の民事訴訟の施行の後、その施行日から1年6月以内

○ 人事訴訟・家事調停におけるウェブ会議を利用した
離婚・離縁の和解・調停の成立、合意に相当する審判の成立

公布後3年以内

○ 改正法の全面施行

- 例)
- ・ 全面的なオンライン提出、オンラインによる送達
 - ・ 訴訟記録の電子化、電子化された訴訟記録の閲覧
 - ・ 法定審理期間訴訟手続

公布後4年以内
(※令和7年度中)